

高知くらしの護身術

25

名義貸し

知人の頼みでも断る

(2006年9月20日掲載原稿)

クレジット契約の仕組みを販売業者が悪用し立替金を不正取得する手口について考えてみましょう。

例えば、知り合いの販売店から、「メーカーに今月の売り上げを報告するために一時的に名前を貸して欲しい。クレジット会社から電話がかかってきたらハイハイと答えておいてくれ。割賦金はこちらで支払う。迷惑はかけない。」と頼まれ、よく意味がわからないまま電話にハイハイと答えたところ、数ヶ月後にクレジット会社から催告書が届いた。販売店に連絡したら既に倒産していた。これは、販売店がクレジット会社の立替金を不正取得するにあたり、名義人に依頼して契約させた事例です。

消費者が販売業者から依頼されてクレジット契約に署名捺印など何らかの関与したときは責任が発生してくる場合があります。

一般的に名前を貸すということは、「契約者」自身になるということです。

名義を貸した人が商品代金や借金を支払わなければならないのが原則です。

名義を貸すだけでなく、利益を受ければその責任は更に重くなります。

上記のような場合は、販売店に問題がありますので弁護士など法律の専門家に相談しましょう。

友人、知人など断りにくい関係の人から頼まれて仕方なく承知するのは危険です。

消費者は自分を守るために、はっきり断る勇気をもたなければなりません。